

議案第 40 号

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額

3～5 略	3～5 略
-------	-------

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200

32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	

70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			

	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500

9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22	335,000	403,900	453,300	517,700	
23	338,400	405,500	455,600	519,500	
24	341,700	407,100	457,800	521,300	
25	345,000	408,800	459,800	522,900	
26	347,500	411,000	462,100	524,700	
27	350,000	413,100	464,300	526,500	
28	352,300	415,100	466,600	528,300	
29	354,400	417,200	468,700	529,900	
30	356,100	419,300	470,900	531,700	
31	357,800	420,900	473,200	533,500	
32	359,600	422,600	475,300	535,300	
33	361,500	424,500	477,100	536,900	
34	363,700	426,000	479,200	538,700	
35	365,800	427,800	481,300	540,400	
36	367,800	429,600	483,300	542,100	
37	369,700	431,500	485,400	543,700	
38	371,900	433,500	487,100	545,300	
39	374,000	435,300	488,900	546,700	
40	376,000	437,200	490,700	548,300	
41	378,000	439,000	492,300	549,800	
42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	380,000	444,200	497,500	553,900	
45	380,900	446,000	498,900	555,100	
46	382,200	447,800	500,600	556,100	

47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	

	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
		円	円	円	円	円	円
定年前	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
再任用	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
短時間	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
勤務職	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
員以外	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
の職員	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400

15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400

53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900	
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600	
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200	
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600	
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100	
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600	
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100	
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700	
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200	
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800	
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400	
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900	
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400	
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900	
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400	
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700	
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200	
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600	
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000	
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400	
86		290, 700	326, 500	347, 300		
87		290, 900	326, 700	347, 600		
88		291, 100	327, 000	347, 900		
89		291, 500	327, 400	348, 300		
90		291, 700	327, 800	348, 600		

	91		291,900	328,200	349,000		
	92		292,100	328,600	349,300		
	93		292,500	328,900	349,700		
	94		292,700	329,100	350,000		
	95		292,900	329,500	350,300		
	96		293,200	329,800	350,600		
	97		293,500	330,000	350,900		
	98		293,700	330,300	351,300		
	99		293,900	330,600	351,700		
	100		294,200	330,900	352,100		
	101		294,500	331,100	352,600		
	102		294,700	331,400	353,000		
	103		294,900	331,800	353,400		
	104		295,200	332,000	353,800		
	105		295,500	332,200	354,300		
	106			332,400			
	107			332,800			
	108			333,000			
	109			333,200			
	110			333,600			
	111			334,000			
	112			334,400			
	113			334,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800

員以外 の職員	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000

43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	

81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		

119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		

	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

(橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第2条 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(平成18年橋本市条例第56号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。	(議員報酬) 第2条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第3条 橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給与) 第3条 略 2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。	(給与) 第3条 略 2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 略	3 略
-----	-----

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前																																
(特定任期付職員の給与の特例等) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	(特定任期付職員の給与の特例等) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																																
<table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr><td>1</td><td>380,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>427,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>477,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>539,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>615,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>718,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>839,000円</td></tr> </table>	号給	給料月額	1	380,000円	2	427,000円	3	477,000円	4	539,000円	5	615,000円	6	718,000円	7	839,000円	<table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr><td>1</td><td>376,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td>422,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>472,000円</td></tr> <tr><td>4</td><td>533,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>608,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>710,000円</td></tr> <tr><td>7</td><td>830,000円</td></tr> </table>	号給	給料月額	1	376,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円
号給	給料月額																																
1	380,000円																																
2	427,000円																																
3	477,000円																																
4	539,000円																																
5	615,000円																																
6	718,000円																																
7	839,000円																																
号給	給料月額																																
1	376,000円																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																
2～4 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。 (任期付職員の給与の特例) 第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下「任期付職員」と総称する。)には、次の給料	2～4 略 (給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 (任期付職員の給与の特例) 第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下「任期付職員」と総称する。)には、次の給料																																

表を適用する。		表を適用する。	
職務の級	給料月額	職務の級	給料月額
1級	188,700円	1級	187,700円
2級	216,200円	2級	215,200円
3級	256,200円	3級	255,200円
4級	275,600円	4級	274,600円
5級	290,700円	5級	289,700円
6級	316,200円	6級	315,100円
7級	358,000円	7級	356,800円
2・3 略		2・3 略	

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 橋本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え	(期末手当) 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4・5 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え

てはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	てはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略
---	--

(橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第6条 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。	(議員報酬) 第2条 略 2～4 略 5 期末手当の支給については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「議長等」と、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第7条 橋本市特別職給与条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給与) 第3条 略 2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。 3 略	(給与) 第3条 略 2 市長及び副市長の期末手当については、橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)第19条の規定(同条第3項及び第5項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「市長及び副市長」と、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の230</u>」と、同条第4項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額」と読み替えるものとする。 3 略

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第8条 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項に規定する職にある職員(次項において「管理監督職員」という。)が」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年橋本市条例第63号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「管理監督職員」という。)が」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。

(橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 橋本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年橋本市条例第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u> 2・3 略 (期末手当) 第8条 略 <u>(勤勉手当)</u> 第8条の2 <u>給与条例第20条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。</u> <u>この場合において前条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。</u> (パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第17条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。))において、職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月	(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 2・3 略 (期末手当) 第8条 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第17条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。))において、職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの

当たりの平均額」と読み替える。 2・3 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当) 第17条の2 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「それぞれその基準日現在において、職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、<u>「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)」の1月当たりの平均額」と読み替える。</u> 2 前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において前条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。	平均額」と読み替える。 2・3 略
--	---------------------------------

(橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年橋本市条例第24号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当をいう。</u></u> 2・3 略 (期末手当)	(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当<u>及び期末手当をいう。</u> 2・3 略 (期末手当)

第8条 略 (<u>勤勉手当</u>) 第8条の2 <u>給与条例第20条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において前条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。</u> (パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第17条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規程で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。)において、職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料及び地域手当の1月当たりの平均額」と読み替える。 2・3 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当) 第17条の2 <u>給与条例第20条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「それぞれその基準日現在において、職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料及び地域手当の1月当たりの平均額」と読み替える。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において前条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。</u>	第8条 略 (パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当) 第17条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規程で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。)において、職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料及び地域手当の1月当たりの平均額」と読み替える。 2・3 略
---	---

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第5条から第10条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の橋本市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定及び第4条の規定による改正後の橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定による改正後の給与条例第19条第2項、第20条第2項第1号の規定、第2条の規定による改正後の橋本市報酬及び費用弁償等支給条例(以下「費用弁償等支給条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の橋本市特別職給与条例(以下「特別職給与条例」という。)の規定及び第4条の規定による任期付職員条例第8条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定、第2条の規定による改正後の費用弁償等支給条例の規定、第3条の規定による改正後の特別職給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第2条の規定による改正前の費用弁償等支給条例、第3条の規定による改正前の特別職給与条例又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第2条の規定による改正後の費用弁償等支給条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例又は第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。